

【知らない大変なことになる！FP知識を身につける必要性】

■ 相続とは

相続とは、人の死亡によってその死亡した人（**被相続人**）のすべての財産を、その死亡した人と一定の親族関係にある人（**相続人**）が一定の割合をもって継承することを行います。相続税の課税対象になります。

被相続人 ⇒ 相続人

（あげる人） （もらう人）

■ 相続税のかかる割合はどのくらいの割合？

平成 20 年 12 月の国税庁統計（平成 19 年分）によると、死亡者数は約 111 万人、このうち相続税がかかったのは、約 4 万 7 千人で、課税割合は約 4.2%となっています。

■ 知っていました？遺産に係る基礎控除の存在

課税価格の合計額が、**遺産に係る基礎控除額**以下であれば、相続税は原則的に

課税されません。また、相続税の申告書を提出する必要もありません。

遺産に係る基礎控除額＝5000 万円＋1000 万円×法定相続人の数

《具体例》 父・母・子、3 人家族で父が死亡したケース

5000 万円＋1000 万円×法定相続人の数（2 名）＝7000 万円

■ 油断していると恐ろしい？相続の落とし穴

相続人（もらう人）は被相続人（あげる人）のプラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産も相続します。**特に親が借金をしている場合は要注意です。**なお、相続人は、被相続人の財産上の権利義務を相続するか否かを自由に決めることができます。

ポイント⇒ 相続開始があったことを知った日から 3 か月以内に

判断することです。

● 単純承認

被相続人の権利義務を無制限に全て承継する方法です。

主な注意点：

もし、借金などの債務がプラスの相続財産より大きい場合は、相続人は自分の固有の財産から弁済しなければなりません。

● 限定承認

相続によって得た財産の限度においてのみ債務を相続する方法です。したがって、債務が相続財産を超過しても、相続人は自分の固有の財産から弁済する必要はありません。

主な注意点：

相続開始があったことを知った日から 3カ月以内に、**相続人全員**で家庭裁判所に申述する必要があります。

● 放棄

被相続人の権利義務の承継をすべて拒否することをいいます。この場合、プラスの相続財産を承継せず、債務も負担しません。つまり、プラスの財産もマイナスの財産も全て放棄することになります。

主な注意点：

相続開始があったことを知った日から 3カ月以内に、家庭裁判所に申述する必要があります。**相続人全員ではなく、1人でも放棄は可能です。**

意外と知られていない重要ポイント：

相続を放棄した者であっても、**原則として生命保険金等**は取得することができます。

■ 世間一般的に誤解されている遺産分割

相続人が複数いるとき、遺産をどのように分割するかについて、**法定相続分どおりに分割するのが当然**と思っている方が世間一般に意外と多く存在します。

（例えば、家族構成が父・母・長男・次男の場合で父が死亡したケース：法
定相続分は、母 1/2・長男 1/4・次男 1/4になります。）

しかしながら、これは**誤った認識**で、原則的には遺産の分割については、遺言で分割の方法を決める**指定分割**が最優先され、次に共同相続人全員の協議によって分割する**協議分割**、協議が成立しなければ家庭裁判所に**調停**の申し立てをして分割協議を行い、調停が不成立に終わった時に家庭裁判所の**審判**で分割する流れになっております。

指定分割【遺言】⇒協議分割【相続人の話し合い】⇒調停⇒審判

意外と知られていない重要ポイント：

被相続人が遺言（★最後のラブレター★）を誰におくるか？がポイント

■ 理不尽な遺産分割に対して、知らないで損する「遺留分」について

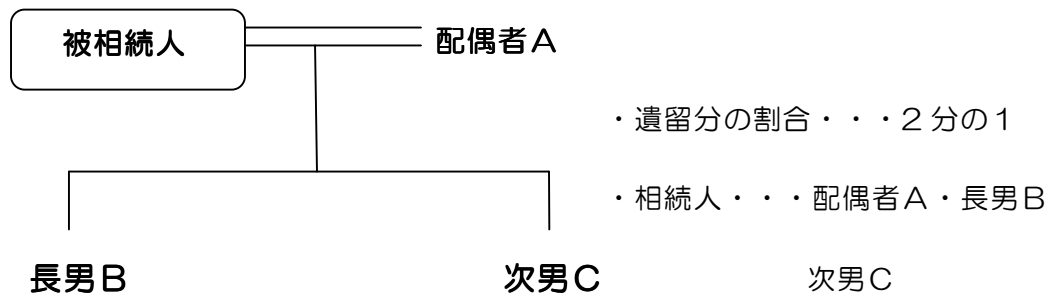
「遺留分」とは、被相続人が相続人に対し遺さなければならない相続財産のうちの一定の割合のことをいいます。しかしながら、被相続人が遺留分を侵害する遺贈をしても、それが当然に無効になるわけではなく、遺留分権利者は「遺留分減殺請求権」という権利を認識したうえでその権利を行使する必要があります。よって、この権利の存在を知らなければ、行使できないことになります。

● 遺留分権利者

兄弟姉妹以外の相続人

● 遺留分の割合

- ① 直系尊属のみが相続人である場合・・・遺留分対象財産の 1/3
- ② ①以外の場合・・・・・・・・・・遺留分対象財産の 1/2



- ・ 配偶者A $1/2$ （遺留分） $\times 1/2$ （法定相続分） $= 1/4$
- ・ 長男B次男C $1/2$ （遺留分） $\times 1/2 \times 1/2$ （法定相続分） $= 1/8$

■ 親孝行な子供だけに財産を残し、親不孝な子供などに財産を相続させたくない場合

親に対し度々殴る蹴るなどの暴力をふるったり、著しい非行があるなど親不孝な子供には財産を一円でも相続させたくない、親孝行な子供だけに財産を残してやりたい。と親が考えていたような場合においても、子供には「**遺留分**」という権利がありますので相続分をなかなか0とすることはできません。

このようなケースの場合、被相続人は虐待・侮辱あるいは著しい非行があった事実を家庭裁判所に対し申し立て、相続人「**廃除**」を行うか、遺言書を作成し、その中で「**廃除**」の意思表示を行い、申し立てが認められれば、当該相続人の相続権を喪失させることができます。（民法 892 条・893 条）

■ 意外と知られていない？夫と別れた後の離婚後の財産や内縁関係の夫の財産について（離婚した前夫が死亡したり、内縁関係の夫が死亡した場合）

相続人とは、被相続人の財産を引き継ぐことができる一定範囲内の人のことをいいますが、このうち配偶者相続人とは、相続開始時において被相続人と正式な婚姻関係にある配偶者のことをいいます。つまり配偶者は被相続人が亡くなった時点において法律婚でなければなりません。内縁関係にある人や離婚した人は、相続人になることができません。

内縁関係の夫が死亡した場合：

どんなに仲が良くその期間が長期にわたるとしても法定相続人になることはできないため、内縁関係にある配偶者に財産を相続させたい場合は遺言書を残すのが一つの方法です。ただし、一定要件を満たし、事実上婚姻関係があったと認められる場合は【公的】遺族年金は受給できる場合がありますので要注意です。（遺族年金については社会保険事務所などで相談してみましょう。）

離婚した前夫が死亡した場合：

平成 19 年 4 月から「離婚時の厚生年金の分割制度」が平成 20 年 4 月から「離婚時の第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割制度」が導入されました。この制度を活用しても、離婚した夫が死亡した場合については、配偶者相続人の立場にはならなくなるため、相続財産については原則的に相続できないので要注意です。離婚せず法律婚の状態を保てば、たとえ仲が悪く別居状態であっても相続人になり得ます。

まとめ：FPにとって必要な知識とは【FP学習の必要性】

FPにとって必要な知識とは、本日より一例として学習した相続以外にもタックス・年金・預貯金・住宅ローン・保険・不動産等と生活全般にわたる知識となります。これらを総合的に学習し、実生活として生きる知恵を総合的に習得していきます。

人生生きていく中で、自分だけ知らなかったために損をした。トラブルにまきこまれた。不幸になった。ということもあるかと思います。また生活に役に立てるため金融資産の運用法や不動産についての知識を少しでも習得したい。友達から相談に応じる時に少しでも友達の役に立ちたい等、いろいろな思いがあると思います

FPは、自分がまずはしっかりと、生きていくため術を習得し、その術を相談者にお伝えすることにより不安を解消したり、相談者の夢の実現に貢献する家計のエキスパート、家計のホームドクターです。

FP技能検定試験合格に向けてスタートしてください。